

第25期佐世保市農業委員会第5回総会議事録

1 開催日時 令和5年10月27日(水) 13時30分から14時30分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	廣瀬 忠之	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	本城 充	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	磯本 安男	委員 16番	赤木 行秀(会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義
委員 8番	手光 晴也	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	永田 照雄	中里地区	永田富士夫
江上地区	古川 清志	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 孝典	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	丸田 浩行	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	山中 幸治	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二
皆瀬地区	山口 良行		

6 欠席推進委員

宮地区 坂口 要

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 有富 暢一
事務局次長 小長 賢二

事務局係長 博多屋 孝昭
事務局係長 天羽 孝太郎
事務局係長 田村 友哉
事務局主査 岩佐 隆志

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第35号議案 非農地証明願について
第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第37号議案 農用地利用集積計画（案）について
第38号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の受理について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告6 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について
報告7 非農地通知について
報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 只今より、佐世保市農業委員会第5回総会を開会いたします。一、開会。
会長挨拶。

会長 皆さんこんにちは。
今日は午前中に農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の回答があり、宮島市長が不在であったため高増農林水産部長から回答書を受け取ってまいりました。回答書の写しが皆様のお手元にも配付されていると思います。農政対策検討委員会の皆様は早くから出席いただきありがとうございます。

本日は第5回総会となりますが、総会終了後には調停協会による調停制度研修会も予定されております。総会審議並びに研修会出席についてよろしく願いまして、挨拶に代えさせていただきます。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。現に在任する委員19名のうち19名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、宮地区の坂口推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、9番 牟田昇委員、10番 辻茂樹委員、補充として11番 近藤誠委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。
第35号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第35号議案 非農地証明願について説明いたします。

1番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は指方町の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は79㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは江上小学校から北へ約100mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

2番、吉井地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は吉井町立石の1筆。登記地目田、現況宅地。面積は789㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは吉井活性化センター（ソレイユ吉井）の敷地内にあり、農振内白地で、事由の②-3-1に該当します。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2番 2番の北村です。10月23日に古川委員と現地を確認してまいりました。願出人の父親の時代から宅地として利用されており、現在も願出人がお住まいです。問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。北村委員の報告のとおりで問題ないと思います。

議長 続きまして2番吉井地区。

13番 13番水口です。10月22日に末永委員と現地の確認をしてまいりました。25年くらい前に宅地化されたもので、現在も駐車場並びに一部は建物敷地として利用されており、願出の内容は適正なものとは判断いたします。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われましたとおり、問題はないと思います。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第35号議案について、非農地証明を交付することといたします。
次に、第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1 番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、指方町、地目は登記田、現況田。面積は、1, 688㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

2 番早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、重尾町の7筆、地目は登記田、畑、現況田、畑。面積は、7筆合計2, 691㎡、農振内白地、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

3 番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、江迎町七腕町の2筆、地目は登記田、現況田。面積2筆合計486㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

4 番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、江迎町七腕の3筆、地目は登記田、現況田。面積3筆合計4, 488㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

5 番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、江迎町北田、地目は登記畑、現況畑。面積は、1, 397㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

以上5件について、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 2番並びに5番の案件については、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。2番早岐地区。

5 番 5番本城です。9月に今回の許可申請の相談が私の方にございまして、先月9月15日に現地を確認しております。譲受人と譲渡人は親子関係でして、譲渡人が高齢であるということで手続きされたようです。これまでと同様にみかん栽培を中心に利用されるため、何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。本城委員が言われましたとおりで、特に問題はございません。以上です。

議 長 次に5番江迎地区。

17番 17番松永です。10月15日に小川委員と現地を確認してまいりました。現在は休耕となっている農地ですが、隣接の福祉施設の関係者の方が借り受けて耕作したいとのこと。農作業自体の経験も15年ぐらいあられ、ご本人も一所懸命になられていまして問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員が言われましたとおり問題ないと思います。耕作地が減っていく中で休耕地を耕作したいということであり、良いことだと思って見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。2番、5番の案件について何かご意見等ございませんか。

9 番 9番牟田です。5番の江迎地区の案件についてですが、経営面積が0アールということですが、この点について詳しい説明をお願いします。

議 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 下限面積が今年度から撤廃され、経営面積の有無は許可基準ではなくなりました。本件についてはしっかりとした営農計画書が提出されております。

万一営農計画どおり管理されていない場合は指導していくことになろうかと思えます。

議長 その他にご質問等ありませんか。

農業委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。2番並びに5番の案件につきましては、許可することといたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは残りの案件に移ります。1番江上地区。

2番 2番北村です。10月13日に譲渡人から農地を売りたいとの相談がありまして古川委員と現地を見てまいりました。譲受人はこの地区で3ヘクタールほど耕作されている方で、今後も水田として利用されるとのことですので、何ら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議長 地区担当推進委員の意見ををお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。北村委員の報告のとおりで問題ないと思えます。以上です。

議長 次に3番、4番江迎地区。

17番 17番松永です。10月15日に小川委員と現地を確認してまいりました。3番、4番は近い位置にありまして、譲受人が牧草を作付けするというございます。何ら問題ないと思えます。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。譲受人は乳牛を128頭飼養されており、自家産飼料を増やしたいということでの申請になります。何ら問題ないと思えます。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。これらの案件について何かご意見等ございませんか。

4 番 4 番中里です。対価の水準が様々ですがこの点について説明をお願いします。

議 長 事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地の位置とか耕作条件も様々で、譲渡人と譲受人との間での契約でもありますので、対価に差が出てくるものと思います。事務局でも詳しく話は伺っておりません。

議 長 その他にご質問等ありませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 3 6 号議案につきましては、許可することといたします。
次に、第 3 7 号議案 農用地利用集積計画 (案) について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 3 7 号議案 農用地利用集積計画 (案) について、ご説明いたします。
利用権の設定は、世知原地区 2 件、宇久地区 3 件の合計 5 件となっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 3 7 号議案はすべて承認されましたので、(案) を削除願います。
続きまして、第 3 8 号議案農地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案) について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、第38号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、針尾地区5件、宮地区1件、中里地区1件、世知原地区1件の合計8件の申し出がっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第38号議案は、承認されましたので、(案)を削除願います。これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の受理について

報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告6 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について

報告7 非農地通知について

報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和5年度市長からの農地等利用最適化推進施策等に関する意見書回答受理について】

議 長 予定していた議事等は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

1 5 番 15番西尾です。宇久メガソーラーについてですが、利用権の設定がされて4年以上が経ちましたが、問題が起きております。

営農型の農地につきましては、昨年は37ヘクタールぐらいが耕作されました。

今年は50ヘクタールを耕作するというチラシが地域の各戸に配られておりますが、多くがイノシシやセイダカアワダチソウの繁殖地となっております、苦情が私たちのところに来ております。

利用権設定や営農型の一時転用を認めたのは農業委員会だから、農業委員がどうかしろというような苦情がたくさん入っております。

今、島を訪れたら島中がセイダカアワダチソウの花で真っ黄色になっています。住民が危惧していることはそのまま荒れ放題になってしまったらどうなるのかということです。

ですので、農業委員会から、勧告なりを出してもらいたいと思っております。

恒久転用する土地についても、工事に全く着手していないので、樹木や灌木が育っており、そこもまたセイダカアワダチソウとイノシシの最適な場所となっております。水源に近いところはその被害が大きいようです。

農地パトロールで見て回っていますが、3年目には木が生え、その木がまた大きくなり出して非常に景観が悪くなっており、地域の住民の皆さんからそういった苦情がきております。

イノシシだけであれば影響を受けるのは農家ですけど、セイダカアワダチソウは繁殖しすぎると里を滅ぼすとまで言われています。

ですので、ここで勧告なりを出して、適正な利用方法にさせるべきではないかと思えます。

当初の許可申請に賛成された農業委員にも責任があると思えますので、皆さんのご意見を聞きたいと思えます。

議 長 今の西尾委員の意見につきまして、何かご意見等あればご発言をお願いしたいと思います。

3 番 3番阿波です。

許可した後の管理ということですが、要は県の許可ですよ。

現状こうなっているんだと、県に改善要求できないんでしょうか。

事 務 局 事務局です。

確かにおっしゃる通り県が許可権者ですので、県に対して要求は可能だと思います。

農業委員会として、県に対してこういう状況ですから改善してくださいという要望はできるかと思えます。

- 3 番 3番阿波です。
営農型については今後もそういうケースが出てくると思います。
適正に管理されていない状況であれば次回は許可できないという前例になってしまう
と思います。
やはり何らかの対策を出してもらわないと、地域の方が迷惑を被っている状況では営
農型発電事業自体にも影響が及ぶことになると思います。
何らの対策を出してもらって、地元の農業委員さんがコミュニケーションを取って実
際に業者さんが対策を取っているか確認するというのもあると思います。
過去の案件の追跡調査まではしていないので、随時の状況確認の中で、転用許可され
た土地がそのまま放置状態になっているという情報がないと対応ができないと思います。
宇久の件だけではなく、他の地域でも過去の転用許可が今どのような状況なっている
かというのは、違反転用とかいろんなケースもあると思いますので、農地パトロールの
際にはそういうところを重点的に見てもらうことになるのかなと思います。

小川委員 江迎地区の小川です。
今の意見の趣旨は地元で対応するべきということでしょうか。

- 3 番 3番阿波です。
宇久メガソーラーは大きな案件なので農業委員会全体で見に行ったりとかしています
が、全ての案件について私たち全委員が現地まで見に行くというのはできないので、地
元の農業委員さんが確認して、こういう席で報告いただいて皆さんで議論するという方
向になると思います。

- 8 番 8番手光です。
私の柚木地区にも約20アールほどの営農型ソーラー発電をされている方がおられま
す。やはりいろいろ問題がっておりますが、周りに迷惑が掛からないようにされてい
る。最終的はお互いに理解すれば。今からそういう状況になってくるじゃないかと思
います。

- 15番 15番西尾です。
私はこの宇久の営農型ソーラーが出てきたときから営農型の指導の基準を作って、私
たちが見やすいようにしてくれとずっと言っています。
基準が無いと、指摘のしようがないんです。
除草はできているとか、耕作はちゃんとしているとか、何を作っているとか、
収量はどれくらいあるとか。
適正な管理をするという約束のもとに支柱の一時転用を認めているのだから、それが
できないのであれば却下するようなことにしないと、島、国全体の問題になっているん
です。

私は早く佐世保の営農型の基準を作って私たちが管理しやすいようにしてくれとずっと言ってきたんです。

許可権者は県ですが、最初に認めたのは佐世保市農業委員会です。

私たちが見たところでは、最悪の状態です。作った牧草も畜産農家が望む数量は確保できておらず、足りない状態です。高い輸入牧草を買わないといけなくなるから今のこの経営危機の中で宇久の農家は困っている。

イノシシの繁殖地とセイタカアワダチソウの繁殖地になっているという苦情は畜産農家以外からも出てきています。せっかく張ったワイヤーメッシュや電柵もイノシシから破られて被害を受けているのでそういう話になってくるんだと思います。

県に言わなければならないのであれば早く言って、勧告するべきだと思います。

議 長 この件については事務局と県で調整する必要があるかと。

事 務 局 この件については第24期農業委員会の時にも進捗が無いのでどういうことかということ、管理会社を呼び出して指導を再々してきているところでございます。

申し入れということで書面でもお渡しをしております。

当時の会長から書面はお渡ししてもらっておりまして、その流れからいきますと、段取りを踏んでいかないといけないと思います。

さきほどの西尾委員からの勧告をしてはという動議がございましたので、そこに向けてという話になるのかわかりませんが、手順を踏む必要があるかと思えます。

会長からございましたように、一旦事務局でお預かりさせていただきまして、今後業者とコンタクトを取って、指導していくような形で手順を踏んでいきたいと思えます。

また、進捗につきましても地元の農業委員さんからのお話もあるかと思えますけど、事務局で得た情報というのは総会場で共有していったほうがいいかと思えますので、早ければ来月の総会でどういう状況になりましたということで、定期的にご報告差し上げたいと思えます。

議 長 この件については事務局預かりということでよろしいでしょうか。

1 5 番 15番西尾です。

業者を呼ぶときには私たちも呼んでください。

地元で業者を呼んで現地を見ながら判断しないと、写真とかペーパーで話をしても何もならない。

1 7 番 17番松永です。

さきほどから我々が賛成して許可したと言いますが、最終的には県が判断したものであり、最初の許可は市がしました。

なので、農業委員会が主体になって指導しないといけないということはないと思えます。

市の農政課の方がしないといけないのではと思います。

農政課が強く言って、農政課から県へというような、そういう手順を踏まないといけないのではと思います。

農業委員会が何もかも責任持たなくていいのではないのでしょうか。

許可権限は農政課にもあると思います。

事務局 今のご意見に対しですが、農政課の方は農振の除外を担当しておりまして、市全体のメガソーラーについての取りまとめは企画部がやっていました。

いま企画部での取りまとめは、宇久に置かないといけないということで、宇久行政センターになっています。

たらい回しになって責任の所在がうやむやになるような話でもあるんですけども、宇久の行政センター長が全体取りまとめをしているというのが実際のところですよ。

農地法の許可権者はあくまでも長崎県になっておりますので、農地法によるのであれば県も通さざるを得ないのかなと思います。

議長 ありがとうございます。この件については事務局預かりということでご了承いただきたいと思います。

以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 この後、調停制度の研修会もごございますのでご出席よろしく申し上げます。

本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございます。

これをもちまして、第5回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。